

平成23年度第1回紀の川市地域公共交通会議  
会 議 次 第

日時:平成23年 6月20日(月)

午後1時30分～

場所:紀の川市役所本庁

3階A・B会議室

1 開 会

2 会長挨拶 紀の川市副市長 堂本正秀

3 委員紹介

4 事務局紹介

5 議 事

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
・平成23年度紀の川市地域公共交通活性化・再生総合事業の変更について

議案第1号 平成22年度事業報告について

議案第2号 平成22年度紀の川市地域公共交通会議会計歳入歳出決算について

議案第3号 平成23年度事業計画(案)について  
・紀の川市地域巡回バスの運行経路及び時刻の変更について

議案第4号 平成23年度紀の川市地域公共交通会議会計歳入歳出予算(案)について

6 その他

7 閉 会

## 報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

平成23年度紀の川市地域公共交通活性化・再生総合事業について、別紙のとおり専決処分したのでこれを報告し、承認を求める。

平成23年 6月20日提出

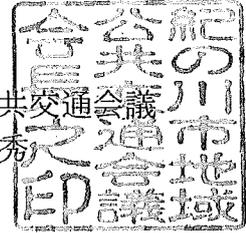
紀の川市地域公共交通会議  
会長 堂本 正秀

## 専 決 処 分 書

平成23年度紀の川市地域公共交通活性化・再生総合事業について、次のとおり専決処分する。

平成23年 3月31日

紀の川市地域公共交通会議  
会長 堂本 正秀



平成23年度紀の川市地域公共交通活性化・再生総合事業は次に定めるところによる。

### 実施事業

#### 1. 紀の川市地域巡回バスの再編運行

事業の目標:バス利用者の利便性と満足度を向上し、利用者の増加を図る。

事業の概要:平成21年5月1日の本格運行開始から2年が経ち、その間に寄せられた区長要望を基に、現在の路線をベースに運行区間、時刻を変更する。

事業費 :8,569,945円(新区間運行に係る運行経費等)

#### 2. 公共交通サービスに関する情報提供(紀の川市バスマップ作成)

事業の目標:紀の川市内を運行するバスの時刻表を1冊にまとめ、利用者の利便性向上を図る。また、バスの利用促進に繋がるよう観光案内も掲載する。

事業の概要:紀の川市地域巡回バスの再編に伴い、新時刻表を作成する必要があるため、バスマップで対応する。

事業費 :693,000円

### 削減事業

- スクールバスの有効活用
- パークアンドバスライドの推進(駐車場開設)
- バス待合設備の整備

理由:平成23年度の国の交付額が当初見込み額より下回ることが予想され、その負担を協議会または紀の川市において予算確保をすることが見込めないため。

## 議案第1号

平成22年度事業報告について

平成22年度紀の川市地域公共交通活性化・再生総合事業実施報告について

次のとおり事業を実施しましたので報告します。

### ①紀の川市地域巡回バスの再編運行について

・平成21年5月1日運行開始路線・時刻で継続して運行。

【参考資料】紀の川市地域巡回バス平成22年度利用実績

### ②スクールバスの有効活用も含めたデマンド型交通の導入調査

・和歌山大学へ調査委託

交通政策・計画を専門分野としている辻本勝久教授が担当し、バス利用実績の分析、アンケート調査、既にデマンド型交通を実施している地域と紀の川市の比較等を行い「紀の川市デマンド型交通導入調査報告書」を作成。

平成23年 6月20日提出

紀の川市地域公共交通会議  
会長 堂本 正秀

## 議案第2号

平成22年度紀の川市地域公共交通会議会計歳入歳出決算について

平成22年度紀の川市地域公共交通会議会計歳入歳出決算について、次のとおり報告し、承認を求める。

自:平成22年 4月 1日

至:平成23年 3月31日

### 【歳入の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額		歳入済額	比較	説 明
	当初予算額	予算現額			
負 担 金	0	1,377,000	1,377,000	0	紀の川市(デマンド調査費)
補 助 金	6,000,000	3,000,000	3,000,000	0	地域公共交通活性化・再生総合事業補助金
繰 越 金	0	0	0	0	
雑 収 入	0	0	73	73	貯金利息
計	6,000,000	4,377,000	4,377,073	73	

### 【歳出の部】

(単位:円)

科 目	予 算 額			歳出済額	比較	説 明
	当初予算額	流用額	予算現額			
会議費	0	0	0	0	0	
事務費	0	0	0	0	0	
事業費	6,000,000	0	4,377,000	4,377,000	0	・地域巡回バスの再編運行 ・デマンド型交通導入調査 (紀の川市 3,000,000 円 和歌山大学 1,377,000 円)
予備費	0	0	0		0	
計	6,000,000	0	4,377,000	4,377,000	0	

歳入済額 4,377,073 円      歳出済額 4,377,000 円      差引残額 73 円

差引残額 73 円は、平成23年度へ繰り越すこととする。

平成23年 6月20日提出

紀の川市地域公共交通会議  
会長 堂本 正秀

# 平成22年度 歳入歳出決算監査報告書

平成22年度歳入歳出決算について、諸帳簿ならびに証拠書類を監査したところ、適正であったことを認めます。

平成23年 6月 1日

紀の川市地域公共交通会議  
会長 堂本 正秀 様

紀の川市地域公共交通会議

監査委員 小 寺 卓 司 

監査委員 谷 巖 

## 議案第3号

平成23年度事業計画(案)について

「紀の川市地域巡回バス」の運行経路及び時刻の変更について

変更時期:平成23年 8月 1日(月)

路線変更:①上名手打田コース

- ・穴伏地区へ運行開始
- ・「粉河(路線バス供用)」停留所の新設

②川原竜門コース

- ・荒見地区(新竜門橋南側地域)へ運行開始
- ・「粉河(路線バス供用)」停留所の新設

③川原竜門コース【北勢田ハイテクパーク行】

- ・コース名を【打田北部コース】に変更
- ・登尾、枇杷谷、西三谷、古和田地区へ運行開始

④細野貴志川コース

- ・最上地区へ運行開始

⑤桃山鞆渕コース【高野行】

- ・コース名を【黒土高野コース】に変更
- ・黒土地区へ運行開始

運行時刻変更:①上名手打田コース、川原竜門コース

- ・午後の1便ずつ減便

理由:両コース共に運行区間延長による所要時間増のため

②桃山鞆渕コース

- ・午後最終「和田」⇔「下志賀」減便

理由:同一車両で運行する黒土高野コース運行開始のため

運賃:変更無し(中学生以上100円均一、障害者とその介助者及び小人は無料)

時刻表:紀の川市バスマップ改訂版を作成(8,000部予定)

【別添 路線図(案)、時刻表(案)参照】

平成23年 6月20日提出

紀の川市地域公共交通会議  
会長 堂本 正秀

## 議案第4号

### 平成23年度紀の川市地域公共交通会議会計歳入歳出予算(案)について

平成23年度歳入歳出予算は次に定めるところによる。

#### 【歳入の部】

(単位:千円)

科 目	予 算 額		比 較	説 明
	本年度予算額	前年度予算額		
負 担 金	0	1,377	△1,377	
補 助 金	4,631	3,000	1,631	地域公共交通活性化・再生総合事業補助金
繰 越 金	1	0	1	前年度繰越金 73 円
雑 収 入	1	0	1	貯金利息
計	4,633	4,377	256	

#### 【歳出の部】

(単位:千円)

科 目	予 算 額		比 較	説 明
	本年度予算額	前年度予算額		
会議費	0	0	0	
事務費	0	0	0	
事業費	4,631	4,377	254	平成 23 年度総合連携計画事業費 ・紀の川市地域巡回バスの再編運行 ・紀の川市バスマップ作成
予備費	2	0	2	
計	4,633	4,377	256	

平成23年 6月20日提出

紀の川市地域公共交通会議  
会長 紀の川市副市長 堂本 正秀

# ○紀の川市地域公共交通会議設置要綱

制定 平成21年 3月 2日

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うと共に、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、紀の川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 連携計画の策定及び事業の実施、変更の協議に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法及びその他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者、県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(組織運営)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、前条第1項の規定する委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し会務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 交通会議の庶務の処理及び公共交通に関する相談、苦情、その他対応窓口として、紀の川市役所企画部内に事務局を置く。

6 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

5 交通会議は原則として公開とする。

(分科会)

第6条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行なうため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員及びその他交通会議が必要と認めた者で構成する。

3 幹事会の代表幹事は、事務局長とし、代表幹事に事故ある場合には、あらかじめ代表幹事が指名した者がその職務を代理する。

4 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(経費の負担)

第10条 交通会議の運営及び事業に要する費用は、関係機関の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 交通会議に監査委員を2人置く。

2 交通会議の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

## 紀の川市地域公共交通会議委員名簿

平成23年6月1日現在

役職名	所 属	職名	氏 名
会長	紀の川市	副市長	堂本 正秀
委員	和歌山バス那賀(株)	取締役社長	谷口 保孝
委員	有田交通(株)	代表取締役	岩橋 正典
委員	(株)有交紀北	代表取締役	西脇 正宜
委員	(社)和歌山県バス協会	専務理事	中川 晴雄
委員	(社)和歌山県タクシー協会	専務理事	西村 芳通
委員	和歌山県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	田村 政博
副会長	打田地区 区長会	会長	中坂 政廣
委員	粉河地区 区長会	会長	奥 登季夫
委員	那賀地区 区長会	会長	阪中 博昭
委員	桃山地区 区長会	会長	小西 義夫
委員	貴志川地区 区長会	会長	岡野 正
委員	近畿運輸局和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	番能 幸晴
委員	近畿運輸局和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	南條 正幸
委員	和歌山県企画部地域振興局総合交通政策課	課長	谷 巖
委員	那賀振興局建設部	副部長	吉田 泰士
委員	岩出警察署	署長	小西 順士